

【掲載官報】

平成 22 年 7 月 22 日 本紙第 5359 号

【法令名】

○国家公務員退職手当法施行令の一部を改正する政令

【法令番号】

平成 22 年 7 月 22 日 政令第 170 号

【管轄省庁】

総務省

【施行期日等】

公布の日

【法令のあらまし】

* 趣旨・目的

6月22日に閣議決定された「退職管理基本方針」に基づき、退職金の二重取りをなくすため、大臣の任命権による現役出向によって政治主導が実現するとともに、出向した職員が大臣の意向を踏まえて、法人の業務の効率化や無駄の排除に取り組むことが可能とする。

* 要旨

国家公務員の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算に当たりその在職期間が通算されることとなる法人について、対象を追加する。

(第9条の2及び第9条の4関係)

.....